

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P3	<p>1-2 評価値の算出方法</p> <p>1-2 評価値の算出方法</p> <p>評価値の算出方法は以下のとおりとする。</p> $\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$ <p>標準点(基礎点)・・・要求要件を実現できると認められる企業に100点を付与する。 加算点・・・「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「地域精進度・貢献度」、「施工計画」、「技術提案」の項目で構成するもの。総合評価落札方式の種別により、評価の対象とする項目、配点は異なる。 施工体制評価点・・・施工体制に係る申請内容に応じ、最大30点を付与。(ただし、予定価格1,000万円以上の工事に限る。)</p> <p style="text-align: right;">3</p>	<p>1-2 評価値の算出方法</p> <p>1-2 評価値の算出方法</p> <p>評価値の算出方法は以下のとおりとする。</p> $\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$ <p>標準点(基礎点)・・・要求要件を実現できると認められる企業に100点を付与する。 加算点・・・「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「地域精進度・貢献度」、「施工計画」、「技術提案」の項目で構成するもの。総合評価落札方式の種別により、評価の対象とする項目、配点は異なる。 施工体制評価点・・・施工体制に係る申請内容に応じ、最大30点を付与。(ただし、予定価格1,000万円(税込)を超える工事に限る。)</p> <p style="text-align: right;">3</p>

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新																		
R3.12.3	P29	<p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容 2)評価</p> <p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容 「各対象工種」※1の「施工プロセスの各段階(浚渫工①～⑤※2、基礎工①～④※3、ブロック据付工①～③※4)」について全ての段階で全面的にICTを活用する計画があるかを確認し、評価する。</p> <p>※1【各対象工種】は下記のとおり ※2【浚渫工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量、⑤3次元データの納品 ※3【基礎工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元データの納品 ※4【ブロック据付工】①ICTを活用した施工、②3次元測量、③3次元データの納品</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICTの活用 (ICT活用計画)</td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及び港湾5工種以外の工事は、ICTの活用の評価項目を設定しない。</p>	評価項目	評価基準	配点	ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無	2.0点		各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点	<p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容 2)評価</p> <p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容 「各対象工種」※1の「施工プロセスの各段階(浚渫工①～⑤※2、基礎工①～④※3、ブロック据付工①～③※4、海上地盤改良工①～⑤※5)」について全ての段階で全面的にICTを活用する計画があるかを確認し、評価する。</p> <p>※1【各対象工種】は下記のとおり ※2【浚渫工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量、⑤3次元データの納品 ※3【基礎工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元データの納品 ※4【ブロック据付工】①ICTを活用した施工、②3次元測量、③3次元データの納品 ※5【海上地盤改良工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量、⑤3次元データの納品</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICTの活用 (ICT活用計画)</td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及び港湾5工種以外の工事は、ICTの活用の評価項目を設定しない。 ※海上地盤改良工におけるICTを活用した施工とは、床掘及び置換材を伴う床掘工事を指す(当該工事の入札説明書参照)。</p>	評価項目	評価基準	配点	ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無	2.0点		各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点
評価項目	評価基準	配点																			
ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無	2.0点																			
	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点																			
評価項目	評価基準	配点																			
ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無	2.0点																			
	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点																			

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新																		
R3.12.3	P63	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1) 確認事項 3) 留意事項</p> <p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1) 確認内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア表彰・感謝状受賞実績 過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)又は中部地方整備局管内の地方公共団体から、港湾空港関係(海岸事業含む)のボランティア活動に対する表彰や感謝状の受賞の有無について確認する。 ・ボランティア活動実績 公告日の前々年度から前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者・自治会を含む)が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。 <p>2) 評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア</td> <td>中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績 表彰または4回以上の実績あり</td> <td>1.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰なし及び実績が4回未満</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及びチャレンジ型を除くすべての工事の評価項目に設定する。</p> <p>3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの実績等については、別記様式『ボランティアの実績等』の記載内容及び根拠として添付する資料(活動実績の証明資料等)で確認している。 <p>63</p>	評価項目	評価基準	配点	ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績 表彰または4回以上の実績あり	1.0点		表彰なし及び実績が4回未満	0.0点	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1) 確認事項 3) 留意事項</p> <p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1) 確認内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア表彰・感謝状受賞実績 過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)又は中部地方整備局管内の地方公共団体(港湾管理者含む)から、港湾空港関係(海岸事業含む)のボランティア活動に対する表彰や感謝状の受賞の有無について確認する。 ・ボランティア活動実績 公告日の前々年度から前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。 <p>2) 評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア</td> <td>中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績 表彰または4回以上の実績あり</td> <td>1.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰なし及び実績が4回未満</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及びチャレンジ型を除くすべての工事の評価項目に設定する。</p> <p>3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの実績等については、別記様式『ボランティアの実績等』の記載内容及び根拠として添付する資料(活動実績の証明資料等)で確認している。 ・企業としての活動実績を証明できる資料(日付入りの写真、主催者からの参加証明、参加メンバー表等)が示されているものに限り評価する。 ・現場環境改善費(旧イメージアップ費)を使用した活動は対象外とする。 <p>63</p>	評価項目	評価基準	配点	ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績 表彰または4回以上の実績あり	1.0点		表彰なし及び実績が4回未満	0.0点
評価項目	評価基準	配点																			
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績 表彰または4回以上の実績あり	1.0点																			
	表彰なし及び実績が4回未満	0.0点																			
評価項目	評価基準	配点																			
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰(過去5年間)、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績 表彰または4回以上の実績あり	1.0点																			
	表彰なし及び実績が4回未満	0.0点																			

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P68	<p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>3) 留意事項</p> <p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業船の保有者が確認できる証明資料として、「登記簿」の写しを添付すること。 ○作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる証明資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを添付すること。 ○共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれか1社の状況を記載すること。 <p style="text-align: right;">68</p>	<p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>3) 留意事項</p> <p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業船の自社保有、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)」と災害協定書を締結している団体等に所属していること。 ○申請書提出時点における保有作業船の所有者及び保有作業船の種類、船名が確認できる証明資料として、「登記簿」や「海上保険証券」等の写しを添付すること。 (非自航船等により、登記簿が無い場合は、海上保険証券の写しのみでもよい。ただし、根拠資料として添付された資料等により保有作業船の所有者及び保有作業船の種類、船名が確認できない場合は、加点評価しない。) ○作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる証明資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを添付すること。 ○共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれか1社の状況を記載すること。 ○中部地方整備局(港湾空港関係)と締結している協定名称、所属団体名について、別記様式-4『災害協定の締結・災害復旧等の実績』と同じ協定名で申請する場合には、所属団体名の記載は不要とするが、協定名称には「別記様式-4の協定と同じ」と記載すること。根拠資料として添付された資料等により作業船の保有が確認できても、申請書に未記載の場合は加点評価しない。 ○別記様式-4『災害協定の締結・災害復旧等の実績』において、「中部地方整備局(港湾空港関係)と締結している災害協定」が未記載の場合、根拠資料として添付された資料等により災害協定が確認できても、加点評価しない。 <p style="text-align: right;">68</p>

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新																								
R3.12.3	P69	<p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1) 確認内容、3) 留意事項</p> <p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1) 確認内容 建設会社における事業継続計画の策定を促進するために、「中部地方整備局の港湾空港関係における建設BCPとして認定された企業」について確認する。</p> <p>2) 評価 「港湾土木工事(A及びB等級対象工事)」、「港湾等しゅんせつ工事(A及びB等級対象工事)」に適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th colspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害時の事業継続力の認定状況</td> <td>建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無</td> <td>認定あり</td> <td>10点</td> <td rowspan="2">10点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定なし</td> <td>00点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO、チャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。</p> <p>3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中部地方整備局における「災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けた者であること。 ○ 認定企業一覧については、中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認することが可能。 ○ 中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより認定状況が確認できる場合は、認定書の写しは不要。なお、認定書に記載された有効期限日が期限内(3年間)であること。 ○ 中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認出来ない場合のみ、認定証<港湾空港専門項目>の写しを添付すること。 ○ 中部地方整備局の「災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」認定企業として申請する場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の「認定証の有無」の選択項目「有」にチェック「<input checked="" type="checkbox"/>」をつけること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の提出があっても、「災害時の事業継続力の認定状況」については加点点評価しない。 <p>69</p>	評価項目	評価基準	配点		災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり	10点	10点		認定なし	00点	<p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1) 確認内容、3) 留意事項</p> <p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1) 確認内容 建設会社における災害時の事業継続計画の策定を促進するために、中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けているか確認する。</p> <p>2) 評価 「港湾土木工事(A及びB等級対象工事)」、「港湾等しゅんせつ工事(A及びB等級対象工事)」に適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th colspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害時の事業継続力の認定状況</td> <td>建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無</td> <td>認定あり</td> <td>10点</td> <td rowspan="2">10点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定なし</td> <td>00点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO、チャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。</p> <p>3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けた者であること。 ○ 認定企業一覧については、中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認することが可能。 ○ 中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより認定状況が確認できる場合は、認定書の写しは不要。なお、認定書に記載された有効期限日が期限内(3年間)であること。 ○ 中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認出来ない場合のみ、認定証<港湾空港専門項目>の写しを添付すること。 ○ 中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」認定企業として申請する場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の「認定証の有無」の選択項目「有」にチェック「<input checked="" type="checkbox"/>」をつけること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の提出があっても、「災害時の事業継続力の認定状況」については加点点評価しない。 <p>69</p>	評価項目	評価基準	配点		災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり	10点	10点		認定なし	00点
評価項目	評価基準	配点																									
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり	10点	10点																							
		認定なし	00点																								
評価項目	評価基準	配点																									
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり	10点	10点																							
		認定なし	00点																								

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P83	<p>8 技術提案</p> <p>3) 提案数について</p> <p>8 技術提案</p> <p>技術提案 技術提案は、当該工事で発生が懸念される(指定テーマに該当する)課題とその対応策を提案するものである。</p> <p>1) 指定テーマについて 指定テーマは技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合1テーマ、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、2テーマを設定する。なお、指定テーマを設定した理由については「設定理由」として記載している。</p> <p>2) 重要な項目について 1つの指定テーマに対して、特に重要と判断する項目「重要な項目①」を1つ設定している。また、「<u>重要な項目①</u>」に該当するもの以外で、指定テーマに関して効果の見込める提案を「重要な項目②」とする。</p> <p>3) 提案数について 技術提案は、「<u>重要な項目①</u>」に対して2提案、「<u>重要な項目②</u>」に対して1提案行うものとする。よって、技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合、合計3提案、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、合計6提案行う。</p> <p style="text-align: right;">83</p>	<p>8 技術提案</p> <p>2) 提案数について</p> <p>8 技術提案</p> <p>技術提案 技術提案は、当該工事で発生が懸念される(指定テーマに該当する)課題とその対応策を提案するものである。</p> <p>1) 指定テーマについて 指定テーマは技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合1テーマ、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、2テーマを設定する。なお、指定テーマを設定した理由については「設定理由」として記載している。</p> <p>2) 提案数について 技術提案は、2提案行うものとする。よって、技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合、合計2提案、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、合計4提案行う。</p> <p style="text-align: right;">83</p>

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新																					
R3.12.3	P84	<p>8 技術提案</p> <p>4) 技術提案書の記載方法</p> <div data-bbox="344 571 1182 842" style="background-color: #e0f0e0; padding: 5px;"> <p>8 技術提案</p> <p>4) 技術提案書の記載方法 入札説明書記載例</p> <p style="text-align: center;">様式記載例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">指定テーマ</th> <th style="width: 50%;">〇〇工における品質管理</th> <th style="width: 30%;">加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要項目</td> <td> <p>重要項目は以下のとおり</p> <p>【重要項目①】 重要事項として××××××に関する工法</p> <p>【重要項目②】 上記の重要事項と関連するもの以外で指定テーマに關して発生し得る懸念(課題)</p> </td> <td style="text-align: center;">3.0点 (指定分)</td> </tr> <tr> <td>設定理由</td> <td> <p>本工程における〇〇〇〇の施工については、施工時の△△に影響を及ぼすため、品質管理に関する配慮が必要である。</p> <p>上記以外で、指定テーマに關して発生し得る懸念(課題)における配慮が必要である。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格要件</td> <td colspan="2"> <p>新技術提案 港湾工事実施担当者、土木工事実施担当者、港湾構築工事管理監督、土木工事管理監督、港湾工事安全施工技術、土木工事安全施工技術者を確保する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>①「指定テーマ」、「重要な項目」 当該箇所には入札説明書に記載の「指定テーマ」、「重要な項目」を様式に転記する。</p> <p>②「提案〇」 ※〇は1、2、3のいずれか 当該箇所には、提案内容の取したタイトルを1行以内で記載する。</p> <p>③「本工事の課題」 当該箇所には、工事内容、「指定テーマ」、「重要な項目」、「設定理由」を踏まえ、本工程において発生が懸念される課題、課題に着眼した理由について記載する。</p> <p>④「技術提案の内容・効果・実施方法」 「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等について具体的に記載する。</p> <p>⑤「新技術の活用」 「技術提案の内容・効果・実施方法」に記載した中に新技術の活用がある場合、記載する。</p> <p>※ここでの新技術は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術とする。評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限(NETISの場合は掲載期間)、受賞年月日を記載すること。</p> </div>	指定テーマ	〇〇工における品質管理	加算点	重要項目	<p>重要項目は以下のとおり</p> <p>【重要項目①】 重要事項として××××××に関する工法</p> <p>【重要項目②】 上記の重要事項と関連するもの以外で指定テーマに關して発生し得る懸念(課題)</p>	3.0点 (指定分)	設定理由	<p>本工程における〇〇〇〇の施工については、施工時の△△に影響を及ぼすため、品質管理に関する配慮が必要である。</p> <p>上記以外で、指定テーマに關して発生し得る懸念(課題)における配慮が必要である。</p>		資格要件	<p>新技術提案 港湾工事実施担当者、土木工事実施担当者、港湾構築工事管理監督、土木工事管理監督、港湾工事安全施工技術、土木工事安全施工技術者を確保する。</p>		<p>8 技術提案</p> <p>3) 技術提案書の記載方法</p> <div data-bbox="1211 571 2049 842" style="background-color: #e0f0e0; padding: 5px;"> <p>8 技術提案</p> <p>3) 技術提案書の記載方法 入札説明書記載例</p> <p style="text-align: center;">様式記載例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">指定テーマ</th> <th style="width: 50%;">〇〇工における品質管理 (既設2)、既設3</th> <th style="width: 30%;">加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定理由</td> <td> <p>本工程における〇〇〇の施工については、施工時の△△に影響を及ぼすため、品質管理に関する配慮が必要である。</p> <p>このことに加え、「〇〇工における品質管理」が懸念であり、「指定テーマ」として設定する。</p> </td> <td style="text-align: center;">3.0点 (指定分)</td> </tr> <tr> <td>資格要件</td> <td colspan="2"> <p>新技術提案 港湾工事実施担当者、土木工事実施担当者、港湾構築工事管理監督、土木工事管理監督、港湾工事安全施工技術、土木工事安全施工技術者を確保する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>①「指定テーマ」 当該箇所には入札説明書に記載の「指定テーマ」を様式に転記する。</p> <p>②「提案〇」 ※〇は1、2のいずれか 当該箇所には、提案内容の取したタイトルを1行以内で記載する。</p> <p>③「本工事の課題」 当該箇所には、工事内容、「指定テーマ」、「設定理由」を踏まえ、本工程において発生が懸念される課題、課題に着眼した理由について記載する。</p> <p>④「技術提案の内容・効果・実施方法」 「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等について具体的に記載する。</p> <p>⑤「新技術の活用」 「技術提案の内容・効果・実施方法」に記載した中に新技術の活用がある場合、記載する。</p> <p>※ここでの新技術は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術とする。評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限(NETISの場合は掲載期間)、受賞年月日を記載すること。</p> </div>	指定テーマ	〇〇工における品質管理 (既設2)、既設3	加算点	設定理由	<p>本工程における〇〇〇の施工については、施工時の△△に影響を及ぼすため、品質管理に関する配慮が必要である。</p> <p>このことに加え、「〇〇工における品質管理」が懸念であり、「指定テーマ」として設定する。</p>	3.0点 (指定分)	資格要件	<p>新技術提案 港湾工事実施担当者、土木工事実施担当者、港湾構築工事管理監督、土木工事管理監督、港湾工事安全施工技術、土木工事安全施工技術者を確保する。</p>	
指定テーマ	〇〇工における品質管理	加算点																						
重要項目	<p>重要項目は以下のとおり</p> <p>【重要項目①】 重要事項として××××××に関する工法</p> <p>【重要項目②】 上記の重要事項と関連するもの以外で指定テーマに關して発生し得る懸念(課題)</p>	3.0点 (指定分)																						
設定理由	<p>本工程における〇〇〇〇の施工については、施工時の△△に影響を及ぼすため、品質管理に関する配慮が必要である。</p> <p>上記以外で、指定テーマに關して発生し得る懸念(課題)における配慮が必要である。</p>																							
資格要件	<p>新技術提案 港湾工事実施担当者、土木工事実施担当者、港湾構築工事管理監督、土木工事管理監督、港湾工事安全施工技術、土木工事安全施工技術者を確保する。</p>																							
指定テーマ	〇〇工における品質管理 (既設2)、既設3	加算点																						
設定理由	<p>本工程における〇〇〇の施工については、施工時の△△に影響を及ぼすため、品質管理に関する配慮が必要である。</p> <p>このことに加え、「〇〇工における品質管理」が懸念であり、「指定テーマ」として設定する。</p>	3.0点 (指定分)																						
資格要件	<p>新技術提案 港湾工事実施担当者、土木工事実施担当者、港湾構築工事管理監督、土木工事管理監督、港湾工事安全施工技術、土木工事安全施工技術者を確保する。</p>																							

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P85	<p>8 技術提案</p> <p>5) 留意事項</p> <p>8 技術提案</p> <p>5) 留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細) の留意事項</p> <p>「指定テーマ」及び「重要な項目」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・原則、1提案内で提案できる技術(工夫)は1つとする。 <p>ただし、2つの技術(工夫)を組み合わせることで、技術提案の効果が高くなる場合に限り、1提案内で提案できる技術(工夫)を2つとすることができる。なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つまでの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。</p> <p>なお、評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。</p> <p style="text-align: right;">85</p>	<p>8 技術提案</p> <p>4) 留意事項</p> <p>8 技術提案</p> <p>4) 留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細)の留意事項</p> <p>「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内とする。 <p>なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つまでの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。</p> <p>評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。</p> <p>○新技術の活用の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時時点で、有効期限内であること。(NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること) また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。 <p style="text-align: right;">85</p>

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P86	<p>8 技術提案</p> <p>○評価しない提案内容</p> <p>8 技術提案</p> <p>○評価しない提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反に該当するもの ・特記仕様書の内容と異なるもの ※図面に記載された内容(参考図除く)も該当する。 ・指定された様式を外れて記載された部分のもの (1提案につきA4で1枚、10ポイントを外れる記載) ・指定テーマ、重要な項目に即していないもの ・「本工事の課題(別記様式4-2)」の内容に対し、提案内容が合っていないもの ・同様の技術提案が複数回記載されている場合、評価された順で2回目以降のもの ※例)同様の技術(同じ技術)を場所や時期等を変えて提案1、提案2で記載した場合は、提案1に記載された技術のみ評価する。 ・1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫) ・1提案内で記載順に2つ目の技術(工夫)において、1つ目の技術と組み合わせて効果が高くなると認められない場合の2つ目以降の技術(工夫) <p style="text-align: right;">86</p>	<p>8 技術提案</p> <p>○評価しない提案内容</p> <p>8 技術提案</p> <p>○評価しない提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反に該当するもの ・特記仕様書の内容と異なるもの ※図面に記載された内容(参考図除く)も該当する。 ・指定された様式を外れて記載された部分のもの (1提案につきA4で1枚、10ポイントを外れる記載) ・指定テーマに即していないもの ・「本工事の課題(別記様式4-2)」の内容に対し、提案内容が合っていないもの ・同様の技術提案が複数回記載されている場合、評価された順で2回目以降のもの ※例)同様の技術(同じ技術)を場所や時期等を変えて提案1、提案2で記載した場合は、提案1に記載された技術のみ評価する。 ・1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫) <p style="text-align: right;">86</p>

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(「作業量」及び「評価率」), 配点(「作業量」及び「評価率」), 配点(「作業量」及び「評価率」), 配点(「作業量」及び「評価率」). Rows include 施工実績, 工事成績, 表彰, 登録海上起重基幹技術者, 作業船の保有等, 作業船の新造, and 100%活用(100%活用)計画.

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象資格(資格以上)), 配点(評価対象資格(資格)), 配点(評価対象資格(なし)). Rows include 経験, 工事成績, 表彰, 保有資格, 継続教育, and 技術者の能力等.

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(「災害時の事業継続力の認定状況」の評価あり), 配点(「災害時の事業継続力の認定状況」の評価なし). Rows include 災害協定の締結, 災害復旧等の実績, ボランティア, 管内実績, 災害時に対応できる作業船保有の状況, 災害時の事業継続力の認定状況, and 地域貢献度等.

Table with columns: 評価項目, 配点, 総合評価方式, 加算点小計d. Rows include 安全対策, 不従実な行為, 工事信頼度.

「作業船の評価の有無」、「評価対象資格」、「総合評価方式」については別添付条件による。
(注1)より同様の「旧」工事...
(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)、清水港湾事務所、西日本港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(「作業量」及び「評価率」), 配点(「作業量」及び「評価率」), 配点(「作業量」及び「評価率」), 配点(「作業量」及び「評価率」). Rows include 施工実績, 工事成績, 表彰, 登録海上起重基幹技術者, 作業船の保有等, 作業船の新造, and 100%活用(100%活用)計画.

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象資格(資格以上)), 配点(評価対象資格(資格)), 配点(評価対象資格(なし)). Rows include 経験, 工事成績, 表彰, 保有資格, 継続教育, and 技術者の能力等.

Table with columns: 評価項目, 評価基準, 配点(「災害時の事業継続力の認定状況」の評価あり), 配点(「災害時の事業継続力の認定状況」の評価なし). Rows include 災害協定の締結, 災害復旧等の実績, ボランティア, 管内実績, 災害時に対応できる作業船保有の状況, 災害時の事業継続力の認定状況, and 地域貢献度等.

Table with columns: 評価項目, 配点, 総合評価方式, 加算点小計d. Rows include 安全対策, 不従実な行為, 工事信頼度.

「作業船の評価の有無」、「評価対象資格」、「総合評価方式」については別添付条件による。
(注1)より同様の「旧」工事...
(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港関係)、清水港湾事務所、西日本港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。

変更点(海上地盤改良工の追加)

Table with 10 columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象が改善以上), 配点(評価対象が同等), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化). Rows include 施工実績, 工事実績, 製剤, 設備等と建築等技術者, 企業の実力等, 作業の保有等, ICTの活用(ICT活用計画).

Table with 10 columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象が改善以上), 配点(評価対象が同等), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化). Rows include 経験, 工事実績, 製剤, 保有資格, 継続教育, 地域貢献, 技術者の能力等.

Table with 10 columns: 評価項目, 評価基準, 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価あり), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価なし), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価あり), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価なし), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価あり), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価なし). Rows include 災害復旧の経験, 災害復旧の実績, ボランティア, 管内実績, 災害時に応じた対応, 災害時の事業継続力の認定状況.

Table with 10 columns: 評価項目, 評価基準, 配点, 総合評価方式, 加算点小計d. Rows include 安全対策, 不該実行為, 工事信頼度.

【実務者の評価の留意点】、「評価対象資格」と、「総合評価方式」については評価対象資格による。
(注1)「評価対象資格」とは、申請書提出後、関係機関の発行する有効期限内の施工に該当する工事指す。
(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、西日港湾事務所、名古屋港湾空港技術開発事務所を指す。
(注3)「過去5年間に完了した当該種の工事がある場合は、過去5年間の平均評定で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定値を適用する。なお、過去10年間の平均評定値を適用する場合、応募配点(1)に5年間の平均評定値を適用する。
(注4)「過去5年間に、公告日がR03.5.1までは、H27~31年度、R03.6.1からH28~R02年度を指し、「過去10年間に、公告日がR03.3.1までは、H22~31年度、R03.6.1からH23~R02年度を指す。
(注5)「過去5年間に、F-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)についてはH30~R02年度を指し、「優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰」と及び「優良工事表彰等表彰」については、公告日がR03.3.1までは、H30~R02年度、R03.6.1からH31~R03年度を指す。
(注6)その他表彰とは下記表彰を指す。
(注7)優良工事表彰、その他表彰については、竣工した工事の工程に評価し、F-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び安全工事表彰は受賞した工事の工程に限らず全港湾5工種すべてで評価する。また、優良表彰対象となる場合は、評価対象となる1年度に限らず、関係機関の発行する有効期限内の施工に該当する工事指す。
(注8)F-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の評価対象は、国土及び地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事と表彰されたものとする。
(注9)環境性能に優れた作業車とは「海外劣等車及び海上防汚に関する法律(昭和44年法律第136号)第19条の3に基づき「窒素酸化物の排出量に係る排出基準(平成22年改正)」を満足していることとする。
(注10)「環境性能」は、排出物の削減に努めたこと、評価対象となる1年度に限らず、関係機関の発行する有効期限内の施工に該当する工事指す。
(注11)平成22年度改訂の「窒素酸化物の排出量に係る排出基準」を満足している作業車の申請については、配点(5)を5に値を評価対象の加算点とする。
(注12)作業車に設置されたレーン駆動機や主発電機等の全ての駆動機製造後(部品取替)及び中古品の買収のみに関わる当該申請者の出資比率に同じ加算点とする。加算期間は、前掲製造後(部品取替)15年、中古品については製造後15年とする。
(注13)平成22年7月以降に取得した中古品は、前掲のみに関する評価対象の買収比率に同じ加算点とする。なお、加算期間は製造後15年とする。
(注14)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。
(注15)評価対象資格は、別添条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。
(注16)専業職とは、業種の付いた特定の職種を指し、専業職とする。
(注17)当工種は、水防、土木、港湾、河川、工業、公共工事(自治体含む)、民間工事両方を対象とし、港湾関係は否かを問わない。また、元開港場、1,000万円以上の工事対象とする。
(注18)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)及び知事、三都府各管内の港湾・海岸指す。
(注19)ボランティア活動とは、国土及び地方公共団体(港湾管理)が主催するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)が共同主催とするボランティア活動指す。
(注20)ボランティア活動とは、国土及び地方公共団体(港湾管理)が主催するボランティア活動、又は後述する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)が共同主催とするボランティア活動指す。
(注21)「過去5年間に、公告日がR03.3.1までは、H28~R02年度、R03.6.1からH29~R03年度を指す。
(注22)当該年度は、発注年度で当該工事の発注年度又は竣工年度、特記事項で当該工事の発注年度とする。
(注23)「作業車の100%自社所有、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)と災害協定を締結している団体等に所属していること。
(注24)「中部地方整備局(港湾空港関係)」における災害対策事業継続力認定受取、認定書に記載される有効期限内(3年間)にあること。(令和2年10月認定開始)
(注25)「中堅がかつた場合、専任の加算点の出資比率を同じく加算点を同じく加算点とする。
(注26)「工事信頼度」は、当工種の競争参加記録資料提出期限日(減額期間中)である場合に対象とする。

Table with 10 columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象が改善以上), 配点(評価対象が同等), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化). Rows include 施工実績, 工事実績, 製剤, 設備等と建築等技術者, 企業の実力等, 作業の保有等, ICTの活用(ICT活用計画).

Table with 10 columns: 評価項目, 評価基準, 配点(評価対象が改善以上), 配点(評価対象が同等), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化), 配点(評価対象が劣化). Rows include 経験, 工事実績, 製剤, 保有資格, 継続教育, 地域貢献, 技術者の能力等.

Table with 10 columns: 評価項目, 評価基準, 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価あり), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価なし), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価あり), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価なし), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価あり), 配点(実務者の事業継続力の認定状況の評価なし). Rows include 災害復旧の経験, 災害復旧の実績, ボランティア, 管内実績, 災害時に応じた対応, 災害時の事業継続力の認定状況.

Table with 10 columns: 評価項目, 評価基準, 配点, 総合評価方式, 加算点小計d. Rows include 安全対策, 不該実行為, 工事信頼度.

【実務者の評価の留意点】、「評価対象資格」と、「総合評価方式」については評価対象資格による。
(注1)「評価対象資格」とは、申請書提出後、関係機関の発行する有効期限内の施工に該当する工事指す。
(注2)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、西日港湾事務所、名古屋港湾空港技術開発事務所を指す。
(注3)「過去5年間に完了した当該種の工事がある場合は、過去5年間の平均評定で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定値を適用する。なお、過去10年間の平均評定値を適用する場合、応募配点(1)に5年間の平均評定値を適用する。
(注4)「過去5年間に、公告日がR03.5.1までは、H27~31年度、R03.6.1からH28~R02年度を指し、「過去10年間に、公告日がR03.3.1までは、H22~31年度、R03.6.1からH23~R02年度を指す。
(注5)「過去5年間に、F-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)についてはH30~R02年度を指し、「優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰」と及び「優良工事表彰等表彰」については、公告日がR03.3.1までは、H30~R02年度、R03.6.1からH31~R03年度を指す。
(注6)その他表彰とは下記表彰を指す。
(注7)優良工事表彰、その他表彰については、竣工した工事の工程に評価し、F-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)及び安全工事表彰は受賞した工事の工程に限らず全港湾5工種すべてで評価する。また、優良表彰対象となる場合は、評価対象となる1年度に限らず、関係機関の発行する有効期限内の施工に該当する工事指す。
(注8)F-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の評価対象は、国土及び地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事と表彰されたものとする。
(注9)環境性能に優れた作業車とは「海外劣等車及び海上防汚に関する法律(昭和44年法律第136号)第19条の3に基づき「窒素酸化物の排出量に係る排出基準(平成22年改正)」を満足していることとする。
(注10)「環境性能」は、排出物の削減に努めたこと、評価対象となる1年度に限らず、関係機関の発行する有効期限内の施工に該当する工事指す。
(注11)平成22年度改訂の「窒素酸化物の排出量に係る排出基準」を満足している作業車の申請については、配点(5)を5に値を評価対象の加算点とする。
(注12)作業車に設置されたレーン駆動機や主発電機等の全ての駆動機製造後(部品取替)及び中古品の買収のみに関わる当該申請者の出資比率に同じ加算点とする。加算期間は、前掲製造後(部品取替)15年、中古品については製造後15年とする。
(注13)平成22年7月以降に取得した中古品は、前掲のみに関する評価対象の買収比率に同じ加算点とする。なお、加算期間は製造後15年とする。
(注14)「ICT活用工事」の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。
(注15)評価対象資格は、別添条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。
(注16)専業職とは、業種の付いた特定の職種を指し、専業職とする。
(注17)当工種は、水防、土木、港湾、河川、工業、公共工事(自治体含む)、民間工事両方を対象とし、港湾関係は否かを問わない。また、元開港場、1,000万円以上の工事対象とする。
(注18)「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)及び知事、三都府各管内の港湾・海岸指す。
(注19)ボランティア活動とは、国土及び地方公共団体(港湾管理)が主催するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)が共同主催とするボランティア活動指す。
(注20)ボランティア活動とは、国土及び地方公共団体(港湾管理)が主催するボランティア活動、又は後述する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)が共同主催とするボランティア活動指す。
(注21)「過去5年間に、公告日がR03.3.1までは、H28~R02年度、R03.6.1からH29~R03年度を指す。
(注22)当該年度は、発注年度で当該工事の発注年度又は竣工年度、特記事項で当該工事の発注年度とする。
(注23)「作業車の100%自社所有、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)と災害協定を締結している団体等に所属していること。
(注24)「中部地方整備局(港湾空港関係)」における災害対策事業継続力認定受取、認定書に記載される有効期限内(3年間)にあること。(令和2年10月認定開始)
(注25)「中堅がかつた場合、専任の加算点の出資比率を同じく加算点を同じく加算点とする。
(注26)「工事信頼度」は、当工種の競争参加記録資料提出期限日(減額期間中)である場合に対象とする。

変更点(海上地盤改良工の追加)

別紙 評価基準表【港湾5工種・チャレンジ型】

Table with 5 main columns: Evaluation Item, Evaluation Standard, Points (ICT/Construction/ICT+Construction), and sub-points 1-4. Rows include Construction Achievement, Maritime Construction Skills, and ICT Utilization.

Table for 'Technician's Ability' (技術者の能力等) with columns for Experience, Qualifications, and CPD. Includes calculation formulas for total score 'b'.

Table for 'Work Reliability' (工事信頼度等) with columns for Safety, Unethical Behavior, and Work Reliability. Includes calculation formula for total score 'd'.

「評価対象資格数」については別記条件書による。
(注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

Table for 'Overall Evaluation Method' (総合評価方式) showing formulas for 'c' (Technical Proposal, Construction Ability) and 'd' (Reliability).

(注5) 加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

別紙 評価基準表【港湾5工種・チャレンジ型】

Table with 5 main columns: Evaluation Item, Evaluation Standard, Points (ICT/Construction/ICT+Construction), and sub-points 1-4. Rows include Construction Achievement, Maritime Construction Skills, and ICT Utilization.

Table for 'Technician's Ability' (技術者の能力等) with columns for Experience, Qualifications, and CPD. Includes calculation formulas for total score 'b'.

Table for 'Work Reliability' (工事信頼度等) with columns for Safety, Unethical Behavior, and Work Reliability. Includes calculation formula for total score 'd'.

「評価対象資格数」については別記条件書による。
(注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

Table for 'Overall Evaluation Method' (総合評価方式) showing formulas for 'c' (Technical Proposal, Construction Ability) and 'd' (Reliability).

(注5) 加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

: 変更点 (海上地盤改良工の追加)